

第1次改訂版刊行にあたって

本書は、学校管理職試験の受験者の方々に向けて、法規の知識をしっかりと身に付けることを目的として2015年に発刊しました。この間、皆さまからご好評をいただき、増刷を重ねてきましたが、このたび第1次改訂版を発刊することにしました。

今回の改訂にあたっては、初版刊行以降の教育関連法規の改正を反映させ、2020年から全面実施される新学習指導要領に伴う内容等も可能な限り盛り込みました。

私は39歳で教頭試験に合格し、42歳で教頭になりました。そして、44歳で校長試験に合格することができ、47歳で校長に着任しました（教頭・校長ともに当時県下最年少で着任）。そして、教頭5年、校長13年の計18年間の楽しい学校管理職生活を送りました。

教頭試験の受験のときに最初に読んだ本は、真田秀夫著『法学通論』（学陽書房）でした。大学を卒業して以来、法律にはあまり縁がなかったため、法学に関しての基礎が弱いかなと感じたからでした。それを通読してから、埼玉県教育局管理部総務課監修『埼玉県教育関係職員必携』（第一法規出版）と、下村哲夫著『教育法規便覧』（学陽書房）の2冊で法規の勉強をしました。

教頭試験を受験する際に、友人3名と立ち上げた管理職試験の研究会には、その後、多くの後輩が入会しました。そして、たくさん後輩の受験者の法規試験対策や面接試験対策、論文添削指導をしてきました。

こうした経験をもとに、学校管理職試験における教育法規対策をまとめたのが、本書です。

- ・管理職試験の受験を決意したが、何から始めたらよいかわからない
- ・教育法規の基本をしっかりとマスターしたい
- ・時間がない中で、効率的に勉強したい

こんな悩みを持つ方は、ぜひ本書で学び、試験に備えてください。
本書の内容を簡単に紹介します。

序章では、教育法規を学び、そして攻略するために心掛けておきたい10のポイントをまとめました。まずは序章を読んで、少しでも法規に親しみを持ってほしいと思います。

第1章から第8章までは、80の項目について、以下の章立てに分類し、解説しています。

- 第1章 教育法規の最新トピック
- 第2章 学校組織
- 第3章 学校経営
- 第4章 教育行政
- 第5章 教員の服務
- 第6章 教員の勤務条件
- 第7章 教育課程
- 第8章 児童・生徒

各項目は、すべて見開き2ページで解説しています。

また、各項目の冒頭には、「ここがポイント！」として、要点を挙げました。まずはここで概要をつかんだ上で解説を読み、そして、読み終えた後はおさらいなどに活用してください。

解説では、できるかぎり説明の根拠となる法規を挙げるようにしました。さらに、項目の末尾には、「押さえておきたい法規・資料」として、関係法規や文部科学省の通知等を掲載しています。

学校管理職試験に合格するために学んだ知識は、合格した後、日々の校務において必ず役に立ちます。

本書が受験される先生方のお役に立ち、試験に合格されることを心よりお祈り申し上げます。

2019年3月

学校管理職試験研究会会長
久保田 正己

序章 教育法規・攻略のポイント10

- 序-1 法体系をきちんと理解する……………10
- 序-2 学校教育法施行規則に精通する……………12
- 序-3 教育活動はすべて法規に規定がある……………14
- 序-4 変わったところを着実にマスターする……………16
- 序-5 1つの分野に精通する……………18
- 序-6 逐条的に読み通す……………20
- 序-7 基本をおろそかにしない……………22
- 序-8 頻出事項は確実に押さえる……………24
- 序-9 気がついたときに法規にあたる……………26
- 序-10 大丈夫と思っても必ず再確認する……………28

第1章 教育法規の最新トピック

- 1-1 チームとしての学校……………32
- 1-2 カリキュラム・マネジメント……………34
- 1-3 義務教育学校……………36
- 1-4 主体的・対話的で深い学び……………38
- 1-5 学校における働き方改革……………40
- 1-6 小学校英語の教科化……………42
- 1-7 第3期教育振興基本計画……………44
- 1-8 地域学校協働活動……………46

第2章 学校組織

- 2-1 校長の職務……………50

2 - 2	副校長・教頭の職務	52
2 - 3	代理・代行・代決・専決	54
2 - 4	校長・副校長・教頭の資格要件	56
2 - 5	主幹教諭・指導教諭の職務	58
2 - 6	主任等の職務	60
2 - 7	司書教諭・学校司書の職務	62
2 - 8	校務分掌	64

第 3 章 学校経営

3 - 1	職員会議	68
3 - 2	学校施設・設備の管理	70
3 - 3	学校施設の目的外使用	72
3 - 4	学校評議員制度	74
3 - 5	学校運営協議会	76
3 - 6	学校評価	78
3 - 7	学校表簿	80
3 - 8	土曜日の教育活動	82
3 - 9	学校保健安全委員会と学校三師	84
3 - 10	学校設置基準	86

第 4 章 教育行政

4 - 1	教育の目的・目標	90
4 - 2	教育委員会	92
4 - 3	教職員の人事	94
4 - 4	人事評価	96
4 - 5	希望降任制度	98
4 - 6	学級編制	100

第 5 章 教員の服務

5 - 1	教員の使命と身分	104
5 - 2	教員の服務	106
5 - 3	職務専念義務	108
5 - 4	職務命令	110
5 - 5	信用失墜行為の禁止	112
5 - 6	秘密を守る義務	114
5 - 7	営利企業等の従事制限	116
5 - 8	政治的行為の制限	118
5 - 9	争議行為等の禁止	120
5 - 10	教職員の研修	122
5 - 11	中堅教諭等資質向上研修	124
5 - 12	各種の休業制度	126
5 - 13	分限処分・懲戒処分	128
5 - 14	指導が不適切な教員	130
5 - 15	セクハラ・パワハラ	132
5 - 16	教員免許更新制	134

第 6 章 教員の勤務条件

6 - 1	勤務時間の割振り	138
6 - 2	時間外勤務と教職調整額	140
6 - 3	週休日・休日	142
6 - 4	休業日・臨時休業	144
6 - 5	年次有給休暇	146
6 - 6	病気休暇	148
6 - 7	特別休暇・介護休暇	150
6 - 8	出産休暇等	152

6-9 育児休業・部分休業	154
---------------	-----

第7章 教育課程

7-1 教育課程の編成	158
7-2 学習指導要領	160
7-3 教科書の使用義務と検定・採択	162
7-4 補助教材と著作権	164
7-5 指導要録	166
7-6 学力調査	168
7-7 中高一貫教育	170
7-8 キャリア教育	172
7-9 人権教育	174

第8章 児童・生徒

8-1 就学義務	178
8-2 児童・生徒の就学	180
8-3 障害のある児童・生徒の就学	182
8-4 特別支援教育	184
8-5 懲戒と体罰	186
8-6 性行不良による出席停止	188
8-7 いじめの防止	190
8-8 不登校	192
8-9 児童虐待	194
8-10 学校給食と食物アレルギー	196
8-11 感染症の予防	198
8-12 学校事故と損害賠償	200
8-13 災害共済給付制度	202
8-14 災害安全と学校防災マニュアル	204

1 序- 法体系をきちんと理解する

◆ここがポイント！

法体系の構造を理解することが、教育法規をマスターする第一歩！

◎教育の根本法規は3つある

教育法規を学ぶにあたっては、まず教育に関する法体系の構造をしっかりと理解することが求められる。ここでは、「義務教育の目標」を例に考えてみることにしたい。

まず、日本国憲法26条は、教育を受ける権利、教育を受けさせる義務について定めている。

そして、この規定を受けて定められているのが、教育基本法である。平成18年に改正された教育基本法では、2条に「教育の目標」が新たに規定され、5条2項に「義務教育」の目的に関する規定がある。

さらに、教育基本法5条2項を受け、学校教育法21条には、「義務教育の目標」が定められており、10の項目が挙げられている。

このように、日本国憲法、教育基本法、学校教育法という法体系があり、これらが根本法規であるといえる。そして、この3つの根本法規をもとに、さらに細部の規定が定められている。

例えば、学校の設置については、まず学校教育法1条において、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」（いわゆる「1条校」）が示されており、これが教育基本法6条、9条でいう「法律に定める学校」のことである。

これらの学校の設置については、市町村に設置義務があるのが小学校と中学校（学校教育法38条・49条）、都道府県に設置義務があるのが特別支援学校（同法80条）、都道府県に適正配置義務があるのが高等学校である（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律4条）。

そして、設備、編制その他設置に関する事項は、学校教育法施行規則にお

いて、それぞれ各学校設置基準によるものとされている。つまり、小学校設置基準（同規則40条）、中学校設置基準（同規則69条）、高等学校設置基準（同規則80条）が定められ、さらに細部の規定については、文部科学省令で決められている。また、小・中学校の設置・廃止等の届出については学校教育法4条1項に基づき学校教育法施行令23条においても定められている。

このように、法体系は法律、政令、省令、さらには各自治体の条例・規則と網の目のようになっており、管理職試験を受験する場合には、関連する項目については確認しておきたい。何かを1つ調べようとしたとき、教育小六法などにはその法律の条文の次に、小さな文字で関連項目が掲載されている。できるだけ時間を作ってその項目も確認すれば、自然と法体系が頭の中に入ってくるはずである。

法体系全体の構造を理解した上で、教育法規全体の理解につなげていくことが大切となる。

◎法体系の先端としての自治体の教育プラン

都道府県・政令指定都市等の教育委員会では、自治体独自の教育プランを策定しているところが増えている。例えば、東京都教育委員会では教育振興計画として「東京都教育ビジョン」（第3次・一部改定：平成28年4月）を示している。

「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」の7つの柱に、①個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実、②世界で活躍できる人材の育成、③社会的自立を促す教育の推進、④子どもたちの健全な心を育む取組み、⑤体を鍛え、健康に生活する力を培う、⑥オリンピック・パラリンピック教育の推進、⑦教員の資質・能力を高める、⑧質の高い教育環境を整える、⑨家庭の教育力向上を図る、⑩地域・社会の教育力向上を図るという10の取組みの方向と26の主要施策を示している。

同様に、横浜市教育委員会でも「横浜教育ビジョン2030」を平成30年2月に策定しており、横浜市の教育の方向性を示している。

こうした教育プランは法規ではないが、管理職として学校に着任した場合には、これらをもとにして教育課程の立案や計画にあたらなければならない。そのことを踏まえると、自治体の教育プランは、日本国憲法を基盤にした法体系の先端に位置するものといえる。法規と同様に、学校教育を推進していく上で必ず押さえておかなければならないといっても過言ではない。

2-1 校長の職務

◆ここがポイント！

校長は、校務をつかさどる校務掌理権と職員の職務上の監督と身分上の監督をする所属職員監督権を持つ。

◎校務掌理権

学校教育法 37 条 4 項は、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と定めている。

「校務をつかさどり」とは、学校の業務に必要な一切の事務を掌握し、処理（調整・管理・執行）する権限と責任を持っていることをいう（校務掌理権）。校務とは学校運営上必要な一切の仕事であり、学校教育の内容に関する事務、教職員の人事管理に関する事務、児童・生徒管理に関する事務、学校の施設・設備の保安全管理に関する事務、その他学校の運営に関する事務のことをいう。

（1）法令に定められている職務

①学校教育の管理……職員会議の主宰（学校教育法施行規則 48 条 2 項）、学校評議員の推薦（同規則 49 条 3 項）、授業終始時刻の決定（同規則 60 条）、非常変災等による臨時休業（同規則 63 条）等

②教職員の管理……所属職員の進退に関する意見の申し出（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 36 条・39 条）、校長の職務代理者についての定め（学校教育法 37 条 6 項・8 項）、勤務場所を離れて行う研修の承認（教育公務員特例法 22 条 2 項）、公民権行使の保障（労働基準法 7 条）等

③児童・生徒の管理……児童・生徒の懲戒（学校教育法 11 条、学校教育法施行規則 26 条）、学齢児童・生徒の出席状況の明確化（学校教育法施行令 19 条）、長期欠席者等の教育委員会への通知（同法施行令 20 条）、指導要録の作成（学校教育法施行規則 24 条 1 項）、卒業証書の授与（同施行規則 58 条）等

④学校保健の管理……健康診断と健康相談（学校保健安全法 8 条・13 条・15 条）、感染症による出席停止（同法 19 条）、健康診断票の作成・送付・保存（同法施行規則 8 条）等

⑤施設・設備の管理……学校施設の目的外使用の同意（学校施設の確保に関する政令 3 条）、防火管理者の決定と消防計画の作成及び避難訓練の実施（消防法 8 条）等

（2）教育委員会から内部委任された職務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 25 条に基づく教育委員会からの内部委任業務のことをいう。教育課程の編成と教育委員会への届出、学校経営計画の策定、準教科書・副読本の届出（承認）等。

◎所属職員監督権

「所属職員」とは、任命権者のいかなを問わず、また、常勤・非常勤にかかわらず、当該学校におけるすべての教職員を指す。

「監督する」とは、教職員の教育活動を把握し、適切でないときは是正、取消し等、すべての指導、判断ができる権利である。具体的には、監視、許可、承認、指示、命令、停止、取消し等を意味している。

校長の行う監督には、職務上の監督と身分上の監督の 2 つがある。

職務上の監督は、勤務時間中において、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法 32 条）や職務に専念する義務（同法 35 条）等の監督を行うことをいう。

身分上の監督は、勤務時間の内外を問わず、信用失墜行為の禁止（同法 33 条）、秘密を守る義務（同法 34 条）、政治的行為の制限（同法 36 条）、争議行為等の禁止（同法 37 条）などについて監督を行うことである。

押さえておきたい法規・資料

■学校教育法

第 37 条

④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2-2 副校長・教頭の職務

◆ここがポイント！

副校長の職務は校長の補佐、教頭は校長及び副校長の補佐、校務の整理の2つの主な補佐のほか、授業を行う場合もある。

◎副校長の職務

副校長は、平成19年の学校教育法の改正により、平成20年4月1日から各学校に置くことができるようになった職である。小学校のほか、幼稚園(幼稚園は副園長)、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に、設置者の判断により置くことができる(学校教育法37条2項・27条2項・49条・49条の8・60条2項・69条2項・82条)。

副校長の職務について、学校教育法37条5項は、「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。

「校長を助け」とは、校長の職務権限の行使について直接補佐をすることで、意思決定が正確に行えるように情報を提供し、意見具申をすることである。

「命を受けて校務をつかさどる」とは、特定部分の校務について副校長が全責任を負って職責を果たすことを意味しており、校務掌理権や所属職員監督権を校長の命を受けた範囲内で行使できる。

また、同条6項では、「副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う」と定めている。これが、校長の職務代理・代行である。副校長が2名以上いるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代理し、または代行することになっている(詳細は次項を参照)。

なお、学校教育法には規定されていないが、文部科学省の通知によれば、副校長も授業などの具体的教育活動を行うことができる。ただし、その場合は各相当学校の教諭の相当免許状を有している必要がある(平成19年7月31日文科初第536号)。

◎教頭の職務

学校教育法37条7項は「教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」と定めている。つまり、教頭は校長及び副校長の補佐、校務の整理という2つの主な職務と、「必要に応じ児童の教育をつかさどる」という補充的な職務を持っている。

教頭の職務の第一は、校長の補佐役として、校長が有する校務掌理権と所属職員監督権を円滑に行使できるように努めることである。副校長の補佐についても同様であり、副校長の持っている校務掌理権と所属職員監督権の補佐を行う必要がある。「校務を整理し」とは、日常的な事務の整理だけでなく、校長の経営方針を教職員に周知徹底し、教職員の種々の意見を調整して取りまとめ、校長の意思決定に役立たせることである。

また、校内で意見の違いや対立があるときはその解消を図り、学校運営が円滑に遂行されるように常に心配りを行い、総合的な調整を行うことである。同様に副校長が行う学校経営に関する様々な校務が円滑に行えるように補佐を行う。つまり、校長及び副校長の職務のすべてにわたって、校長、副校長、教職員、保護者、地域住民の間に立って連絡調整を行い、全体的な取りまとめを行うことが求められる。

なお、「教育をつかさどる」という規定により、教頭は授業を担当することもできる。しかし、教頭の職務の主たるものは、学校運営の総合調整であり、あくまで「必要に応じ」、教員の不足・出張などの場合、教員の代わりに授業を担当するのであり、特別な場合に限られる。

押さえておきたい法規・資料

■学校教育法

第37条

- ⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ⑦ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。